[(様式第9)賃金引き上げ状況報告書]

(様式第9)

日本商工会議所 事務局長 殿

11月 30日 平成 29年 11月 30日

(2) 住 所 ○○県○○市○1-1-1 名 称 □□商店 代表者の役職・氏名 代表 小規模 太郎 所 ※該当する場合のみ、補助事業者ごとに作成

賃金引き上げ状況報告書

事業者内最低賃金の引き上げ結果について

● ①貸金計算期間

毎月1日〜末日

4 ②賃金支払日 翌月25日

5 ③実際の引き上げ実施年月日 平成 29年 5月 1日

47円 (B. - A. の金額) A. 引き上げ前の事業者内最低賃金:

1,153円

「あずき上げ率(④の「引き上げ額」÷④の「A. 引き上げ前の事業者内最低賃金」×100)
 【4%以上であることが、補助上限額引き上げの条件です。】

8事業者内最低賃金引き上げ確認期間(6か月間)

平成 29年 5月 1日~平成 29年 10月 31日

B. 引き上げ後の事業者内最低賃金:

(注)「事業者内最低賃金引き上げ確認期間」の始期は、

- 1)「交付決定日」以前に実際の引き上げ実施の場合:交付決定日
- 2)「交付決定日」後に実際の引き上げ実施の場合:実際の引き上げ実施日となります。

2. 事業者内最低賃金引き上げ実施後の支払賃金の状況について

- <u>「事業者内最低賃金引き上げ確認期間」内に申請者が雇用していた者全員(同期間終了前に</u> <u>雇用関係が終了した者も含みます)</u>について、「対象労働者」と「対象外の者」のいずれか の欄に記入してください。
- ○「対象労働者」については、それぞれ、同期間内の賃金支払い額をもとに、同期間内で最も 低い時間当たり賃金額(時間給または時間換算額)を記入してください。
- ○「対象労働者」ごとに、「事業者内最低賃金引き上げ確認期間」内のすべての賃金支払い時において、時間当たり賃金額(時間給または時間換算額)が、上記1. @-B. に記載された「引き上げ後の事業者内最低賃金」以上であることが必要です。すべて「引き上げ後の事業者内最低賃金」以上であれば、それぞれ右欄「引き上げ後の事業者内最低賃金以上」に○印を付してください。

賃金引き上げの取組を行う補助事業者は、

[(様式第9)賃金引き上げ報告書]の提出が必要です。 様式第9記入用フォーマット表示



oint

記載内容に問題がないこと、他の書類も含め、報告書の通り実施されていることを、確認します。

①事業者内最低賃金 引き上げ確認期間終 了以後の日付です か。 ②申請書(様式1) または登録事項変更 届に記載された内容 と同じですか。 ③賃金計算期間の記載は正しいですか。

④賃金支払日の記載 は正しいですか。 5実際に賃金を引き 上げた日付ですか。 6引き上げ額の記載 は正しいですか。

7引き上げ率の記載 は正しいですか。 8事業者内最低賃金 引き上げ確認期間の 記載は正しいです か。

[(様式第9)賃金引き上げ状況報告書]

- * 【対象労働者】全員について、右棚「引き上げ後の事業者内最低賃金以上」に〇印が付されている状況であることが、補助上限額引き上げの条件です。
- * 「対象労働者」・「対象外の者」の区分や、時間当たり賃金額の算出方法等は、公募要額 P. 49 参照

【対象労働者】 < 2 名 > 9

	氏名		性別	生年月日	採用年月日	時間給または 時間換算額(円)	引き上げ後の 事業者内最低 賃金以上
	町村	カレン	妆	日7月8年75年	平成 27 年 4月1日	1,200円	0
1	引揚	月代	女	単月 見る 単る 幼年	平成 25 年 4月1日	1,254円	0
				·			·

- * 月給制の「対象労働者」がいる場合には、別紙 5 (時間換算額算出根拠表)を添付。
- * 該当者が多く書ききれない場合は、欄を追加(コピー)してください(以下同様)。

【対象外の者】 < 2 名 > 11

* 添付の賃金台帳記載者のうち、対象外となる者について記入してください。

	対象外と	対象外となる理由(いずれか該当するものにO)							
氏名	①役員	②個人事業主の	②最低賃金法	④産体、休職、育児・介					
	01度員	家族専従者	第7条適用者	護休業その他					
小規模 太郎	0								
小規模 津真子		0							

3. その他報告事項

(10)

12

○ 「補助金交付決定日の前日から起算して 6か月前の日」から「事業者内最低賃金 引き上げ確認期間」終了日(=「補助金交付決定日」または「事業者内最低賃金 引き上げ実施日」のいずれか遅い日から 6か月後の日)までの間の解雇等の状況 (解展等が行われた場合。その日付むよび内容を記載してくなさい。解展等が行われていない 場合には、「なし」とご記入くなさい)

なし

- *「解層等」とは、
- (1)解層(天災事変 その低やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合、または、 労働者の変めに帰すべき事由に基づいて解層した場合を除きます。この場合も、その内容を記載 してください。)のほかに、
- (2) その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合、または、主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の弊機を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、
- (3)申請者が常時検用するいずれかの労働者の「時間当たり賃金額」を引き下げた場合
- (4) 所定労働時間の短端または所定労働日の減少(天災事変その低やむを得ない事由のために事業の正常な適当が不可能となった場合、または、決定休暇の取得その低労働者の基合による場合を

≪添付書類≫

下2点の書類を必ず添付してください。

- ●引き上げ後の事業者内最低賃金額を記載した就業規則等
- ②賃金支払い対象者全員に係る賃金台帳の写し (事業者内最低賃金引き上げ確認期間のもの)
- ※月給制の「対象労働者」がいる場合には、別紙5(時間換算額算出根拠表)も 添付してください。サンプル表示

oint

⑨対象労働者の人数の記載は正しいですか。

10対象労働者欄の記載は正しいですか。

対象者全員を記載してください。 事業者内最低賃金引上げ確認期間 中に退職した方、新たに雇い入れ た方も記載が必要です。

①対象外の人数の記載は正しいで すか。 12対象外の者欄の記載は正しいで すか。役員を含め、対象外の方全 員を記載してください。

[(様式第9・別紙5)月給者の時間換算額 算出根拠表]

(様式第9・別紙5)

賃金台帳に「時間給」の記載がなく、「時間換算額」を算出する場合の算出根拠表【月給制のケース】

- *月給制の「対象労働者」がいる場合には、「月給制の対象労働者」全員分について、「時間換算額」算出の根拠資料として以下の表に記入の
- うえ、「様式第9」および賃金台帳、引き上げ後の事業者内最低賃金額を追記または記載した鉱業規則等に添付して提出してください。

氏名 生年月日 採用年月日	時間拠 算額を 算出す	算入対象と	なる構成要	*		第八対象でない構成要素				支給額合計 月平均所 *所得税や 社会 保険料等の (B)	労 働時間数	t 時間換算額	
	る賃金 対象月	一般名称	基本給	役職手当 ・職務手当 その他	∄ (A)	時間外 勤務 手当出 ・ 勤務 ・ 勤 ・ 勤 ・ 労 ・ 労 ・ 労 ・ 労 ・ 労 ・ 労 ・ 労 ・ 労 ・ 労 ・ 労		家族手当	精皆勤手当	at	除前の類		【A/B】 * こ 数を 「第 9 の 「給
		台帳上の名 称 (後 敷 の 場 合すべて列 業し、合算 類を配入)		職能手当、 資格手当、 指導手当									il.
町村 カレン H7年5月7日 H27年4月1日	5月		185,000	15,000	200,000	15,000	15,000			30,000	230,000	166.66	1,200
引揚 月代 H5年2月1日 H26年4月1日	5月		189,000	20,000	209,000	15,625	12,000			27,625	236,625	166.66	1,254
1	2		3	5	6	7				8	9	10	11



賃金引き上げの取り組みを行う補助事業者で、月給制の「対象労働者」がいる場合は [様式第9・別紙5] の提出が必要です。 様式第9・別紙5フォーマット表示

oint

時間換算額が正しいかを、以下で 確認します。

働者」全員分が記載 が」低額となる月が記 されていますか。

1月給制の「対象労 2 最も 「時間換算額 載されていますか。

しいですか。

③基本給の記載は正 4 算入対象の構成要 素がすべて記載され ていますか。

5 算入対象の構成要 れていますか。

6計算(A)の記載は 素の合計額が記載さ 正しいですか。(6)= (3+(5))

7算入対象でない構成 **8**計の記載は正しいで 要素がすべて記載され
・すか。(7の合計) ていますか。

9支給額合計の記載:

10月平均の労働時間数 は正しいですか。

(9) の記載は正しいです か。*注: ②をご確認ください。

÷⑩小数点以下は切り捨て

[賃金台帳]

	稍	 武第20号(第55	是)				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								
	1	賃金計算期間	1/1~1/31 分	2/1~2/28 分	3/1~3/31 分	4/1~4/30 分	5/1~5/31 分	6/1~6/30 分	7/1~7/31 分	8/1~8/31 分	9/1~9/30 分	10/1~10/31 分	4 3	分	氏名
	35	fB ⊟ #	日 光海口幣	21 ⊟	22 ⊟	20 🖽	20 ⊟	22 ⊟	20 ⊟	22 ⊟	20 ⊟	21 🖯	⊎	В	
) 📑	- 1	労働日数 <u>日</u> 184 時間	198 時間	188 時間	165 時間	170 時間	186 時間	175 時間	186 時間	175 時間	183 時間	時間	時間	
	/ (*	労働時間数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					● 時間	時間	時間	⊞⊤
	早	出残業時間数	12 時間	10 時間	12 時間	5 時間	10 時間	10 時間	15 時間	10 時間	15 時間	15 時間	時間	時間	林
	, F	夜笋園時間数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	時間	時間	
(2)(3)	基本賃金	161,006 円	177,954 円	186,428 円	169,480 円	185,000 円	205,000 円	185,000 円	205,000 円	185,000 円	195,000 円	円	円	カ
	所	定時間外割增賃金	17,295 円	14,413 円	17,295 円	7,206 円	15,000 円	15,000 円	22,500 円	15,000 円	22,500 円	22,500 円	円	円	
		職能手当	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	円	円	. _ .
3	/ :	資格手当	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	円	円	
		指導手当	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	円	円	
4	/	通勤手当	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	円	円	性別
I ME		4	円	円	円	Ħ	Ħ	円	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	女
	L		円	円	円	円	円	円	円	H	円	円	Ħ	Ħ	
	L	小 計	208,301 円	222,367 円	233,723 円	206,686 円	230,000 円	250,000 円	237,500 円	250,000 円	287,500 円	247,500 円	0 H	0 円	所属
働常	IJ₹F	課稅分賃金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	H		
者 時に 使		は 時の給与	0 円	0 PI	0 円	0 FI	0 FB	0 FB	0 円	0 FB	0 円	0 円	H	H	
対用		· 5	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	円	営
すさ るれ		合 計	208,301 円	222,367 円	233,723 円	206,686 円	230,000 円	250,000 円	237,500 円	250,000 円	237,500 円	247,500 円	0 円	0 円	皇
もる	, <u>"</u>	健康保険	10,500 円	10,500 円	10,500 円	10,500 円	10,500 円	10,500 円	10,500 円	10,500 円	10,500 円	10,500 円	P.	H	部
0,39	保険	厚生年金・保険	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	円		
	料控	雇用保険	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	円	円	
	Fè	· 小 計	32,400 円	32,400 円	32,400 円	32,400 円	32,400 円	32,400 円	32,400 円	32,400 円	32,400 円	32,400 円	0 円	0 円	
	L	差引残	175,901 円	189,967 円	201,323 円	174,286 円	197,600 円	217,600 円	205,100 円	217,600 円	205,100 円	215,100 円	0 円	0 円	職名
	控		7,320 円	8,220 円	8,500 円	7,280 円	8,220 円	8,610 円	8,220 円	8,610 円	8,220 円	8,610 円	円		
	除	市町村民税	10,600 円	10,600 円	10,600 円	10,600 円	10,600 円	10,600 円	10,600 円	10,600 円	10,600 円	10,600 円	円	円	
	金		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		1. 11	17,920 円	18,820 円	19,100 円	17,880 円	18,820 円	19,210 円	18,820 円	19,210 円	18,820 円	19,210 円	0 円	0 円	営
	実	: 物 給 与	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	H	業
	差	: 引支払金	157,981 円	171,147 円	182,223 円	156,406 円	178,780 円	198,390 円	186,280 円	198,390 円	186,280 円	195,890 円	0 円	0 円	
	L	荷 4又 Ep -	日印	日日	日	日	月 日	日印	日印	日印	日印	日印	日印	日印	
必要	F														

● 金支払い対象者全員の賃金台帳」の提出が必要です。(事業者内最低賃金引上げ確認期間に賃金支払実績がある方は「様式第9対象外の者」も含め必要。)

oint

様式第9及び 様式第9・別紙5に 記載の内容が、 賃金台帳通りであるかを 確認します。 ①事業内賃金引 上げ確認期間6 か月の記載は ありますか。 時給制の場合2時給額を算出することができますか。

◆月給制の場合 ③別紙5「参入 対象となる構成 要素」の記載は ありますか。 ◆月給制の場合 ④別紙5「参入 対象でない構成 要素」の記載は ありますか。 ◇月給制の場合 ⑤別紙5「月平 均労働時間数」 を算出すること ができますか。

[就業規則]

【既存の社内規程に追加記載の場合の一例】 賃金規程

(社内最低賃金)

- 第10条 当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 1,200円とする。ただし、最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額の特別許可を受けたものを除く。
 - 2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を 算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行 規則第2条の定めるところによる。

附則



第3条 この規程は、平成29年5月1日から施行する。

- 【別途、社内最低賃金に関する規程を創設する場合の一例】 社内最低賃金に関する規程
- 1. 当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 1,200円をする。ただし、最低賃金法第7条に基づく最低 賃金の減額の特別許可を受けたものを除く。
- 2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金 を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金 施行規則第2条の定めるところによる。

附則 この規程は、平成29年5月1日から施行する。

お願い

該当部分の抜粋ではなく、全文をご提出ください。



「賃金引き上げの取り組み」を行った場合は、[**就業規則**]の提出が必要です。

oint

事業者内最低賃金を就業規則に定めているかを以下で確認します。

1事業者内最低賃金の記載は正しいですか。

2施行日を確認することができますか。

「(様式第8) 実績報告書」「従業員の賃金を引き上げる取り組み」で申請の場合

(操成業8)

日本樹工会議所 事務局長 殿

平成 29 年 9 月 20日

住 所 00県00市01-1-1

各 称 □□樹皮 代表書の役職・氏名 代表 小規模 太郎 印 ※共同申請 の場合は道名

平成28年度第2次補正予算 小規模事業者特殊化補助金に採る 補助事業実養報告書

小規模事業者特殊化輔助金交付雲擟<一般型>第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 補助事業名(補助金交付決定通知書の目付を記載のこと。)

小規模事業香持統化補助金事業 (平成 29 年 3 月 28 日交付決定)

2. 事業期間

4 開始 平成 29 年 4 月 1日 終丁 平成 29 年 8 月 31日

3. した補助事業の概要

(1) 事業者名

600**8**#

(2) 事業店

🖊)新製品の開発と、展示会等での新規顧客獲得のための閲覧被大事業

- ア)新商品を製造するためにをミシンを購入し、使用を開始した。(機械装置等費) - 新商品の遺伝をした。(広報費)
 - ウ) 〇〇選業展示会にて来録者へ、自社商品、新製品を紹介することで商品の認知度向上を 図った。(展示会等出展費、練費)
- (4) 事業成果(概要)
- 9 ア〉機械装置離入により、新商品の生産が可能になり、売上の増加が見込まれる。 インチラシの配布により、新製品の間い合わせが発覚に増ニューニー ウ〉展示念に出展することで、多くの来探客に新製品の群しい業内ができた、また業界の 中での当社のニースを把握できた。
- (5)事業経費の状況
 - ・支出内蒙婁(別紙3)
- (6)本補助事業がもたらす効果等
- 、本補助事業にて、規顧客だけでなく、幅広い顧客層へのアピールが出来た。またこの タイミングで作成した新商品や今までの商品の艱難を開拓するに当たり、どのように ターゲットを絞り、運ぬていけばいいのかの遺跡をつけることができ、今後の憲上に つながっていくと思われる。

[(様式第8)実績報告書]は、必ず提出してください。

様式第8記入用フォーマット表示



oint

記載内容に問題がないこと、報告された補助事業の実施内容が、申請し、 交付決定された内容(変更承認を受けた場合は承認された内容)に適合し ていることなどを、確認します。

1提出日の記載は正しいで すか。事業終了日から30日以 内の日、または平成30年1月1 O日のいずれか早い日まで)

②申請書(様式1)また は登録事項変更届に記載

③交付決定日(「交付決 定通知書」に記載されて された内容と同じです いる右上の日付)と同じ ですか。

43以降の日付ですか。

5支払、納品日を含め補助 事業がすべて完了した日で すか(事業実施期限は平成29年 12月31日まで)。

6申請書(様式1)または 登録事項変更届に記載され た名称と同じですか。

7) 申請書(様式3) 1.1 補助 事業で行う事業名と同じ ですか。

8実施した補助事業の内容 が具体的に記入されていま

9.8に記入した補助事業を 実施した結果、どのような 成果があったかが記入され ていますか。

10実際に補助事業に取り組んだことで、 どのような効果があったか、または今後見 込まれるかが記入されていますか。

≪共同申請の場合≫

26については、連名でご記入ください。 ⑧は、補助事業者ごとに取組内容を記入し てください。

「(様式第8) 実績報告書」「従業員の賃金を引き上げる取り組み」で申請の場合

- (7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等
- 4.「従業員の賃金を引き上げる取り組み」について(該当者のみ)
 - ※「従業員の賃金を引き上げる取り組み」により50万円を超える補助金の交付を受 けようとする場合は、下欄にチェックを付したうえで、以下、記載してください。 (共同申請の場合は、本件に該当する参画事業者ごとに記載)

☑該当する ** ※共同申請の場合、本件に該当

する参画事業者名

(注) 共同申請で、本件に該当する参画事業者が複数ある場合は、以下の表を該当事業者分追加(コ ピー)し、それぞれの参画事業者ごとに記載してください。

【該当事業者名:

(共同申請で、本件に該当する参画事業者が複数ある場合のみ記入)

○事業者内最低賃金引き上げ確認期間(6か月)の設定期間

平成 28年 5月1日 ~ 平成 29年 10 月 31日

- (注)「事業者内最低賃金引き上げ確認期間」の始期は、
 - 1) 「1.」の「交付決定日」以前に実際の引き上げ実施の場合:交付決 定日が始期(ここから6か月間)
 - 2)「1.」の「交付決定日」後に実際の引き上げ実施の場合:実際の引 き上げ実施日が始期(ここから6か月間) となります。
- ○事業者内最低賃金引き上げ確認期間経過後に提出いただく
 - ①「賃金引き上げ状況報告書」(様式第9)
 - ②引き上げ後の事業者内最低賃金額を追記または記載した就業規則等
 - ③賃金支払い対象者全員に係る賃金台帳の写し(事業者内最低賃金引 き上げ確認期間のもの)
 - ④「時間換算額」算出根拠表(別紙5)*月給制の対象労働者がいる場合 の提出時期について(いずれか該当するものに○)
 - ()この実績報告書に添付して提出しています。
- 3 () 事業者内最低賃金引き上げ確認期間が終了していないため、 後日、期間終了後速やかに提出します。

(提出予定日: 平成 29 年 11 月 20 日)

5.「従業員の雇用を増加させる取り組み」について(該当者のみ)

「従業員の賃金を引き上げる取り組み」で申請の場合は、 4「従業員の賃金を引き上げる取り組み」についての記入が必要です。 □該当するに☑し、下部をご記載ください。

oint

記載内容に問題がないこと、報告された補助事業の実施内容が、申請し、 交付決定された内容(変更承認を受けた場合は承認された内容)に適合し ていることなどを、確認します。

1 最低賃金引き上げ 確認期間の開始日が 記入されています か。交付決定日より 前に賃金を引き上げ た場合は、「交付決 定日」となります。

2開始日から6か月 後の日付ですか。

• 申請時に予定していた経 費を、補助対象経費として 計上していない場合はその 理由を3.(3)事業の具体的 な取組内容欄にご記入くだ

さい。

「従業員の賃金を引き上げる 取り組み」ができなかった場合

≪やらなかった・できな

かった場合≫

•申請時に予定していた 「従業委員の賃金を引き上 げる取り組み」ができな かった場合は、その理由も 3(3)事業の具体的な取組 内容欄にご記入ください。

3 賃金引き上げ状況 報告書の提出時期に ついて正しく記入し ていますか。

4確認期間が終了し ていない場合、提出 予定日が記入されて いますか。

最終提出期限は、平成 30年1月10日(水) 必着です。

[経費支出管理表]

.52

経費支出管理表

*本文出管理表は、実施研会事や経営文出に係る様かょう書画義はする際に、あわせて、海里をお願いします。

- また、送付する際には必ず証ひょう書号ごとに整理してください。
- (証かよう書号ごとに整理ができていない場合には、いったん全で返送し、再度整理をご依頼することがあります。)
- ★「女仲決定日」以後に「中込の発注の契約」を行い、「補助事業来絶期限」までに支払(銀行被込が大原則、強責を除き、過常、1取引10万円(税故を)を超える支払において現金支払いは不可)を終えた経費が、補助対象です。
- (ただし、展示会への出展については文件決定前の中込みでも、請求書の発行が文件決定日以後であれば、情助対象となります。)

経ひょ う 番号	黄目	実際の支出金 項 (消費税込項)	実際の支出金額のうち ち 情別対象経費として 計上できる額		交換日	交抵先	交出内容	
1	1. 操修设置等 费	961,200	890,000	平成29年4月10日	平成29年6月80日		工業用ミシン 2分	
2	2. 広報費	129,800	100,000	李康29年4月25日	平成29年5月20日	В	新橋宗皇坂チラウ、12,000後田朝 原来会等にて期間中10,000後紀布 129,600÷1,08=120,000(後板) 120,000円÷12,000後=10円(1枚) 10円×10,000枚=100,000円(計上)	2
3	3. 展示 会等 出 展費	848,000	500,000	平成29年1月10日	平成29年4月10日	c c	ロロ雇業展示会 出展小情代	
4								
5								
8								
7								
8								
9								
10								
	合計額	1,738,800	1,590,000					

【経費支出管理表】は、(様式第8別紙3) 支出内訳書と合わせて提出をお願いします。

様式第8別紙3記入用フォーマット(EXCEL版)表示



※フォーマットはEXCEL版とword版がありますが、EXCEL版の利用をお勧めします。(EXCEL版は、経費支出管理表入力することで、支出内訳書の一部が表示される等の機能が組み込まれています。)

oint

証拠書類等と照らし合わせ、記載の金額が正しいことを確認します。

①申請書(様式1)または登録事項変更届に記載の補助事業者名と同じですか。

④申請書(様式5)6.消費税の適用に関する事項に○をしたもの(「課税事業者」「免税事業者」「免税事業者」「的規事業者」のいずれか)が記入されていますか。

⑦⑥から計上しない額(例えば、課税業者の場合は消費税額)を差し引いた額が記入されていますか。

⑩支払いの証拠書類より、確認することができますか。

②採択通知書住所氏名の 下部に記したカッコ内の 数字が記入されています か。

⑤正しい費目が選択されていますか。

8発注・契約の証拠書類にて、確認することができますか。(交付決定日以前の、発注・申込(展示会出展の申込を除く)・契約は補助対象外です。)

(f) 支出の内容が記入されていますか。※一部分のみを計上する場合は、請求や支払の証拠書類のどの部分にあたるか(該当する明細や品名等)を、明記し

てください。

③交付決定通知書右上に記した日付が記入されていますか。

⑥支払いの証拠書類より、確 認することができますか。

⑨支払いの証拠書類より、確認することができますか。 (事業終了日までに支払いが 完了していない場合は、補助 対象外です。)

> (砂広報費において配布物に 残数がある場合や、借料に おいてレンタル料を補助事 業期間のみとする場合等、 按分方式で経費を算出した 場合は、その計算式を記入 してください。

【(様式第8別紙3) 支出内訳書】

(別紙3)【様式第8:実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名: ○○商店 **番号:** 12345

	(単位:円)
経費区分	補助対象経費
1. 機械装置等费	890,000
2. 広報費	100,000
3. 展示会等出展费	600,000
4. 旅費	0
5. 開発費	0
6. 资料購入费	0
7. 雜役務費	3
8. 借料	0
9. 専門家謝金	0
10. 専門家旅費	0
11. 車両購入費	0
12. 委託费	0
13. 外注费	<i>,</i> 0
補助対象経費合計 (上記1. ~13. の合計)	1,590,000
(1)補助対象経費合計の 3分の2の金額 (円果績は切り修て)	1,060,000
(2)交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の 額)	6 1,000,000
(3)補助金額 ((1)または(2)のいずれか低い額〉	1,000,000
(4)収益納付額(控除される額)	8
交付を受ける補助金額(精算額) (3)-(4)	1,000,000

※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて特算されます。 (別鉄4の納付額(F)に記載がある場合は、「収益納付額(控除される額)」の棚に、 (別鉄4の納付額(F)を記入) 必要

【(様式第8別紙3) 支出内訳書】は、必ず提出してください。

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに提出が必要です。(支出がO円の場合も提出してください。)

様式第8別紙3記入用フォーマット (EXCEL版)表示

oint

証拠書類等と照らし合わせ、記載の金額が正しいことを確認します。

支出内訳書は、経費支出管理表の集計値を記入しますので、先に 経費支出管理表を作成してください。 EXCEL版をご利用の場合は、以下①~⑤は自動計算され表示されます。

1, 2 経費支出管理表と同じですか。

③ 経費支出管理表の 「実際の支出金額のうち補助対象経費として計上できる額」の費目別集計値が、該当の経費区分欄に記入されていますか。

④ ③の合計が記入されていますか。

⑤ ④の3分の2(円未 満は切り捨て)が記入されていますか。

7 5と6の低い額が記

入されていますか。

8 以下が、記入されて いますか。

a.収益納付額がある場合

※収益納付についてはこちら (別紙4)収益納付に係る

報告書の納付額を記入 b.収益納付額がない場合

ゼロを記入(注意:空欄 ではなく必ず「O」を記 入してください) ⑥ 交付決定通知書の補助金の額が記入されていますか。

9 ⑦から®を差し引い た額が記入されていま すか。